

菰野町条件付一般競争入札による建設工事発注基準

1. 総則

菰野町条件付一般競争入札実施要綱（平成13年告示第10号）第2条に規定する一般競争入札の対象工事及び参加できる者の資格条件は、この告示によるものとする。

2. 発注方式

(1) 発注方式は、すべての工事について原則として「条件付一般競争入札」とする。

(2) 「条件付一般競争入札」とは、当該入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者の所在地又は、その者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることをいう。

(3) 各種工事（土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道管工事、電気工事、造園工事、管工事、塗装工事、防水工事、及び機械器具設置工事）の入札参加資格要件は、下記に掲げた要件以外に別表1から別表10に定めるとおりとする。

ア 町内にあっては、競争入札参加資格者名簿に新規に登録されてから1年を経過しない間は、予定価格が250万円未満の入札に限り参加できるものとし、1年を経過し2年を経過しない間は、予定価格が500万円未満の入札に、2年を経過し3年を経過しない間は、予定価格が1,000万円未満の入札に限り参加できるものとする（資格総合点数がこれ以外の上位の区分にしか該当しない場合は、資格総合点数の入札参加資格要件を満たすものとみなす）。ただし、平成23年3月31日現在で競争入札参加資格者名簿に登録されており、これに該当する業者については、これを適用しないこととし、別に定める運用とする。

※ 各々の経過年数後の入札公告分から入札参加できるものとする。

イ 準町内業者、三重郡内業者、四日市市内業者及び県内業者にあっては、競争入札参加資格者名簿に新規に登録されてから3年を経過した業者とする。

※ 各々当該地域に登録後の経過年数とする。

※ 経過年数後の入札公告分から入札参加できるものとする。

(4) 地域要件は、次のとおりとする。

ア 町内業者 町内に本店を有する業者とし、発注工事の施工場所によって町内を分割して発注する場合は次のとおりとする。

(ア) 町内業者北 町内業者のうち、大字竹成、大字永井、大字田光、大字杉谷、大字榊、大字小島、大字田口新田、大字田口、大字切畑、及び大字根の平に本店を有する業者

(イ) 町内業者中 町内業者のうち、大字大強原、大字下村、大字川北、大字池底、大字吉沢、大字諏訪、大字千草、大字音羽、及び大字潤田に本店を有する業者

(ウ) 町内業者南 町内業者のうち、大字菰野、大羽根園、大字宿野、大字福村、大字神森、宝永台、及び初若の郷に本店を有する業者

イ 準町内業者 町内に建設業の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に契約権限を委任した業者

ウ 三重郡内業者 三重郡内に本店を有する業者

エ 四日市市内業者 四日市市内に本店を有する業者

オ 県内業者 県内に本店又は建設業の許可を受けた支店若しくは営業所を有し、その支店若しくは営業所に契約権限を委任した業者

(5) 別表 1 から別表 10 に定める要件に該当しない工事（類似工事の実績を求めた工事や特殊な工事等）については、菰野町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、入札参加資格要件を決定する。

3. 資格総合点数等

(1) 資格総合点数 経営事項審査による共通点数に町の独自評価となる特別点数を加えた総合点数とする。

(2) 共通点数 経営事項審査結果通知書（入札公告時において、審査基準日より1年7ヶ月以内であること。）の総合評定値（P点）とする。

(3) 特別点数 次に定める項目の数値の合計値とし、町内業者に対して配点する。なお、配点により加点された場合は、加点前及び加点後の資格総合点数に該当する入札に、配点により減点された場合は、減点後の資格総合点数に該当する入札のみに参加することができる。ただし、減点により参加できる入札の範囲が広がるときは、下位の区分の入札のみに参加できるものとする。

ア 工事成績点配点

工事成績点配点は、工事成績点配点基準（平成25年告示第37号。以下「配点基準」という。）により配点する。

イ ISO認証取得点

I S O 認証取得点は、認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 を対象とし、競争入札参加資格審査申請時又は変更届時に認証書を提出した者に対して、すべての申請業種に配点する。配点は、I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 0 1 に対し、各 10 点とする。

ウ 町内路線雪氷対策業務特別点

町内路線雪氷対策業務特別点は、前年度の町内路線雪氷対策業務を三重県又は菰野町との間で元請契約している者を対象とし、対象者に対して、土木一式・舗装各工事の申請業種に配点する。町内路線雪氷対策業務特別点は、10 点とする。

4. 特別点数の反映について

- (1) 工事成績点配点の反映については、工事成績評定要領（平成 25 年告示第 5 号）第 1 条に規定する工事成績評定が実施された年度の翌年度の 7 月 1 日から翌々年度の 6 月 30 日までを適用期間とする。
- (2) I S O 認証取得点については、競争入札参加資格者名簿への登載年月日より特別点数を反映するものとする。なお、競争入札参加資格審査申請変更届が提出された場合には、変更届に添付した認証書写し等を菰野町に提出した翌日より特別点数を反映するものとする。
- (3) 町内路線雪氷対策業務特別点の配点については、前年度の契約実績に基づき、配点年度の 4 月 1 日から年度末まで反映するものとする。

5. 緊急時の対応について

災害復旧工事についても、原則として条件付一般競争入札とする。

ただし、災害の応急本（仮）工事については、随意契約による発注を行うことができるものとする。

なお、上記に抛り難い場合は、審査会に諮るものとする。

6. 指名競争入札への準用

指名競争入札を実施する場合は、原則としてこの基準を準用するものとし、必要に応じて審査会により必要事項を、別に定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成 14 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、第 4 項の入札参加申請への反映については、平成 14 年 10 月 1 日から適用

する。

附 則

この基準は、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 15 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の菰野町条件付一般競争入札による建設工事発注基準別表 3 中区分 C、区分 D の規定は、平成 29 年 7 月 1 日以後に公告又は指名通知にかかる入札から適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 (第2項第3号関係)

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	土木一式工事	入 札 参 加 申 請 資 格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許 可	技術者
A	～ 2,500	町内業者	総合点数 670 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	2,500 ～ 10,000		総合点数 720 点未満			
C	10,000 ～ 30,000		総合点数 600 点以上			
D	30,000 ～ 50,000		総合点数 670 点以上			
E	50,000 ～ 80,000		総合点数 720 点以上			
F	80,000 ～ 100,000	町内業者	総合点数 750 点以上	特定建設業 (50,000 千円以上)	国家資格者 (30,000 千円以上)	
		準町内業者	総合点数 850 点以上			
G	100,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、契約委任を受けている業者
- ※ 国家資格者の級及び名称は公告に定めます。
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表2（第2項第3号関係）

入札参加資格要件一覧

業種	建築一式工事	入札参加申請資格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許可	技術者
A	～ 50,000	町内業者	総合点数 900 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	50,000 ～ 150,000	町内業者	総合点数 650 点以上			
		準町内業者	総合点数 750 点以上			
C	150,000 ～ 300,000	三重郡内業者 四日市市業者	総合点数 850 点以上	特定建設業 (70,000 千円以上)	国家資格者	
		町内業者	総合点数 720 点以上			
		準町内業者	総合点数 800 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者	総合点数 900 点以上			
		三重県内業者	総合点数 1250 点以上			
D	300,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 三重県内業者…県内に本店及び建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、その支店及び営業所に契約委任をしている業者
- ※ 国家資格者の級及び名称は公告に定めます。
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表3（第2項第3号関係）

入札参加資格要件一覧

業種	舗装工事	入札参加申請資格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許可	技術者
A	～ 15,000	町内業者	総合点数 900 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	15,000 ～ 30,000	町内業者	総合点数 650 点以上			
		準町内業者	総合点数 800 点以上			
		三重郡内業者	総合点数 900 点以上			
C	30,000 ～ 50,000	町内業者	総合点数 700 点以上		国家資格者 (30,000 千円以上)	
		準町内業者	総合点数 850 点以上			
		三重郡内業者	総合点数 950 点以上			
D	50,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 国家資格者の級及び名称は公告に定めます。
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表4（第2項第3号関係）

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	水道管工事	入 札 参 加 申 請 資 格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許 可	技術者
A	～ 10,000	町内業者	総合点数 750 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	10,000 ～ 30,000		総合点数 600 点以上			
C	30,000 ～ 50,000		総合点数 670 点以上			
D	50,000 ～ 80,000		総合点数 720 点以上	特定建設業	国家資格者 (30,000 千円以上)	
E	80,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 許可業種……土木一式（ただし、町指定給水装置工事店の登録が必要）
- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 国家資格者の級及び名称は公告に定めます。
- ※ 新たに水道管工事の入札に参加しようとする者は、町区域内工事で配水管からサドル分水栓にて分岐し給水管を設ける工事を、前年度及び前々年度の2年度で2件以上施工実績を有すること。
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表5（第2項第3号関係）

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	電気工事	入 札 参 加 申 請 資 格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許 可	技術者
A	～ 10,000	町内業者	総合点数 900 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	10,000 ～ 30,000	町内業者	総合点数 600 点以上			
		準町内業者	総合点数 700 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者	総合点数 800 点以上			
C	30,000 ～ 60,000	町内業者	総合点数 650 点以上	特定建設業 (50,000 千円以上)	国家資格者 (30,000 千円以上)	
		準町内業者	総合点数 800 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者	総合点数 850 点以上			
D	60,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 国家資格者の級及び名称は公告に定めます。
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表6（第2項第3号関係）

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	造園工事	入 札 参 加 申 請 資 格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許 可	技術者
A	～ 10,000	町内業者	総合点数 800 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	10,000 ～ 30,000	町内業者	総合点数 650 点以上			
		準町内業者	総合点数 750 点以上			
C	30,000 ～	三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 800 点以上	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。		

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 三重県内業者…県内に本店及び建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、その支店及び営業所に契約委任をしている業者
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表7（第2項第3号関係）

入札参加資格要件一覧

業種	管工事	入札参加申請資格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許可	技術者
A	～ 10,000	町内業者	総合点数 800 点未満	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
B	10,000 ～ 30,000		総合点数 600 点以上			
C	30,000 ～ 50,000	町内業者	総合点数 650 点以上			
		準町内業者	総合点数 750 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者	総合点数 800 点以上			
D	50,000 ～ 100,000	町内業者	総合点数 700 点以上	特定建設業 (50,000 千円以上)	国家資格者 (30,000 千円以上)	
		準町内業者	総合点数 800 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 850 点以上			
E	100,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 三重県内業者…県内に本店及び建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、その支店及び営業所に契約委任をしている業者
- ※ 国家資格者の級及び名称は公告に定めます。
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表8（第2項第3号関係）

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	塗装工事	入 札 参 加 申 請 資 格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許 可	技術者
A	～ 10,000	町内業者	総合点数 500 点以上	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
		準町内業者	総合点数 600 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 700 点以上			
B	10,000 ～ 30,000	町内業者	総合点数 600 点以上			
		準町内業者	総合点数 700 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 750 点以上			
C	30,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 三重県内業者…県内に本店及び建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、その支店及び営業所に契約委任をしている業者
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表9（第2項第3号関係）

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	防水工事	入 札 参 加 申 請 資 格						
		区分	地域条件	資格総合点数	許可	技術者	完成工事高	
A	～ 5,000	町内業者	総合点数 500 点以上	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。		
		準町内業者	総合点数 600 点以上					
		三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 650 点以上					
		B	5,000 ～ 20,000				町内業者	総合点数 550 点以上
							準町内業者	総合点数 650 点以上
							三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 700 点以上
C	20,000 ～	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。						

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 三重県内業者…県内に本店及び建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、その支店及び営業所に契約委任をしている業者
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

別表 10 (第 2 項第 3 号関係)

入 札 参 加 資 格 要 件 一 覧

業種	機械器具設置工事	入 札 参 加 申 請 資 格				
		区分	地域条件	資格総合点数	許 可	技術者
A	~ 10,000	町内業者	総合点数 550 点以上	特定建設業 一般建設業	国家資格者又は実務経験者	経営事項審査の平均完成工事高が、予定価格以上あること。
		準町内業者	総合点数 650 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者	総合点数 700 点以上			
B	10,000 ~ 20,000	町内業者	総合点数 600 点以上			
		準町内業者	総合点数 700 点以上			
		三重郡内業者 四日市市業者 三重県内業者	総合点数 750 点以上			
C	20,000 ~	別要件とし、「入札参加資格審査会」に諮ることとする。				

ただし、これに該当しない場合（特殊な工事等）は、「菰野町競争入札参加資格審査会」に諮り、公告に参加資格を定めます。

- ※ 町内業者……町内に本店を有する業者
- ※ 準町内業者……町内に建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し契約委任を受けている業者
- ※ 三重郡内業者…三重郡内に本店を有する業者
- ※ 四日市市業者…四日市市内に本店を有する業者
- ※ 三重県内業者…県内に本店及び建設業の許可を受けた支店及び営業所を有し、その支店及び営業所に契約委任をしている業者
- ※ 予定価格は、入札比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。